

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第945号)

平成23年8月9日

横情審答申第945号

平成23年8月9日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年9月27日港南土第1550号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市港南区上永谷特定地番（現、港南区丸山台一丁目特定地番）の土地の境界調査に係る承諾書（特定箇所）」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市港南区上永谷特定地番（現、港南区丸山台一丁目特定地番）の土地の境界調査に係る承諾書（特定箇所）」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市港南区上永谷特定地番（現、港南区丸山台一丁目特定地番）の土地の境界調査に係る承諾書（特定箇所）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成22年1月12日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 土地登記簿謄本によれば、異議申立人（以下「申立人」という。）は、港南区丸山台一丁目特定地番の土地（以下「本件土地」という。）を、平成6年特定月日に売買により取得している。
- (2) 本件土地に関する道水路等境界調査（以下「境界調査」という。）は、申立人が本件土地を取得した日から本件請求があった平成21年12月28日までの間には行われておらず、本件個人情報は保有していないため非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 横浜市より依頼を受けた家屋調査士が作成した本件土地の測量図面の奥行と現況の奥行が異なっている。横浜市が保管している道水路等境界調査図等から判断すると、道路に隣接する敷地が、道路等に編入されている疑いがある。事実関係の確認のためには、本件土地に関する境界調査に係る承諾書及び資料図を確認する必要がある。

- (3) 実施機関は、被相続人が署名した境界調査に係る承諾書について相続人から個人情報本人開示請求があった場合には開示している。しかし、売買で所有権を取得した者から、前所有者が署名した道水路等境界調査に係る承諾書について個人情報本人開示請求があった場合には非開示としている。売買で所有権を取得した者に対しても、被相続人が署名した承諾書と同様に、前所有者が署名した承諾書を開示すべきである。

5 審査会の判断

(1) 道水路等境界調査について

横浜市は、横浜市が管理する道路、水路及び堤とう敷等（以下「道水路等」という。）とこれらに接する土地（以下「隣接地」という。）との境界を明らかにするために、横浜市道水路等の境界調査に関する規則（昭和54年5月横浜市規則第35号）に基づき、境界調査を実施している。境界調査には、道水路等と隣接地との境界が確定していない場合に、当該隣接地の所有者との現場立会いによる協議の上、当該隣接地の所有者の同意を得て境界を確定する境界明示と、道水路等と隣接地との境界が既に確定している場合に、当該隣接地の所有者との現場立会いの上、当該隣接地の所有者の同意を得て資料図に基づき当該境界を確認する境界復元とがある。実施機関では、境界の確定又は確認（以下「確定等」という。）を行った記録として、道水路等と隣接地の境界について当該隣接地所有者と横浜市職員と現場で協議の上、表示したとおり承諾する旨の承諾書（以下「承諾書」という。）を、当該隣接地の所有者から提出を受けている。また、道水路等の境界を示す図面として、道水路等境界明示図・復元図（以下「境界調査図」という。）を各区土木事務所で一般の閲覧に供している。

(2) 本件個人情報について

申立人は個人情報本人開示請求書に、開示請求する個人情報として「横浜市港南区上永谷特定地番（現、港南区丸山台一丁目特定地番）の土地の境界調査に係る承諾書（特定箇所）」と記載して、本件請求を行っており、異議申立書には「異議申立てに係る処分を取消し、元所有者が署名・なつ印している承諾書・・・は開示するよう求めます。」と記載し、意見陳述においても同趣旨の主張をしている。当審査会としては、開示請求書、異議申立書及び意見陳述の内容から、本件個人情報は本件土地の境界調査に係る承諾書のうち、申立人本人に係る保有個人情報であると判断した。なお、申立人は異議申立書及び意見陳述において、本件土地の境界調査に関する資料図についても本件個人情報として特定す

べきであると主張している。しかし、当審査会としては、本件請求に係る個人情報本人開示請求書の記載内容からはそのような情報を請求する趣旨を読み取ることはできなかった。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件土地に関する境界調査は、申立人が本件土地を売買により取得した日から本件請求日までの間には行われておらず、本件個人情報を保有していないと主張しているため、当審査会では、平成23年6月14日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件個人情報は、本件土地に関する承諾書に記録されている保有個人情報のうち申立人本人に係る情報である。本件土地に関しては、過去3回承諾書の提出を受けているが、これらの承諾書には申立人を本人とする保有個人情報が記録されていなかったため非開示とした。

(イ) 承諾書の取得目的は、境界調査において、現地で示した道水路等と隣接地の境界を、実施機関と当該隣接地所有者との間で確定等をした事実を記録するためである。

(ウ) 承諾書に記録された情報は、個人情報保護条例及び横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）に基づき保護すべき個人に関する情報である。しかし、これらの条例が制定される前は、隣接地の所有者から、当該隣接地と道水路等との境界について、正当な権限を持つ者により確定等が行われたのか、確定等が本当に行われているかなど、当該境界の確定等に係る事実関係確認したいという申出があった場合には、これにに応じていたと考えられる。

(エ) 隣接地の地積更正を伴う分筆等の登記を申請する際には、当該隣接地と道水路等の境界について確定していることを示す書類が必要となる。隣接地の所有者等から当該書類が必要との申出があった場合には、現地を確認し、境界調査図と現地が一致しているときには、当該隣接地の所有者に変更があったか否かにかかわらず、当該境界調査図の謄本を交付している。

(オ) 実施機関としては、隣接地を購入した者は過去に確定した道水路等と当該隣接地の境界を承知した上で購入していると考えている。売買により隣接地の所有者が変わった場合であっても、過去に確定等をした境界に基づき作成された境界調査図を当該隣接地と道水路等の境界を示す図面として一般の閲覧

に供している。

(カ) 過去に隣接地を所有していた者が、当該隣接地と道水路等の境界について確定している場合において、当該隣接地の所有権を売買により取得した者から当該境界について境界確定訴訟が提起されたときには、当該境界に係る承諾書は裁判の証拠書類として裁判所に提出する。

(キ) 相続人から被相続人が承諾した承諾書について個人情報本人開示請求があった場合には、相続人本人の保有個人情報とみなして例外的に開示している。

イ これらの実施機関の説明を踏まえ、当審査会は、以下のように判断する。

承諾書に記録されている情報は、隣接地の所有者が当該隣接地と道水路等との境界について、実施機関との現場立会いの上で確定等をした情報であり、当該承諾をした者に関する情報である。

当審査会において、実施機関に本件土地に関する全ての承諾書について提出を求めたところ、昭和47年に行われた境界調査に係る承諾書など3枚の承諾書（以下「本件承諾書」という。）が提出された。本件承諾書を見分したところ、本件土地と道水路等との境界に関する確定等は、いずれも申立人以外の第三者が行っていることが認められた。したがって、本件承諾書に記録された情報は、当該確定等をした第三者に関する情報であって、申立人を本人とする保有個人情報であるとは認められない。

また、申立人は、被相続人が署名した承諾書を相続人に開示するのと同様に、売買で土地の所有権を取得した者に対しても前所有者が署名した承諾書を開示すべきであると主張する。しかし、被相続人たる死者の個人情報に関する個人情報保護条例の本人開示請求権の考え方については、平成19年4月26日の当審査会答申第492号及び第493号において示しているとおり、本人開示請求制度の例外として認められるものである。

(4) 承諾書の情報提供について

承諾書の情報提供について次のとおり付言する。

実施機関は、売買により隣接地の所有者が変わった場合においても、前所有者との間で確定等をした境界に基づき作成された境界調査図を隣接地と道水路等の境界を示す図面として一般の閲覧に供していること、当該隣接地と道水路等の境界が確定していることを証明する図面として当該境界調査図の謄本を交付していること及び当該境界について境界確定訴訟が提起されたときには、当該境界に係

る承諾書を証拠書類として裁判所に提出すると説明している。

これらの説明に基づいて検討すると、実施機関は、前所有者との間で確定した境界を現在の所有者に対しても主張しているものと解され、現在の所有者が当該境界に疑義を持った場合には、正当な権限を持つ者により確定等が行われたのか、確定等が本当に行われているかなど、当該境界の確定等に係る事実関係を確認したいと考えるのは理解できる。

ところで、国においては旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領（平成16年11月1日財理第3936号財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛通知）を定めている。当該要領では旧法定外公共物に関する境界確定協議書について、隣接土地所有者から閲覧の申請があったときは、当該隣接土地を取得した原因や、協議書に署名・押印した者との関係を問わず、住所、氏名等の個人に関する情報を含めて閲覧を認めている。

当審査会の判断は前記(3)のとおりであるが、道水路等と隣接地の境界紛争を防止するためには、境界の確定等に関する経過を、実施機関と隣接地所有者との間で共有し、当該境界について相互の理解を保つことが重要である。

実施機関におかれては、当該要領を参考にしつつ、売買で隣接地の所有権を取得した者に対しても、承諾書に関する情報を適正に提供できるよう、事務取扱いについて定めることが望ましいと考える。

(5) 諮問の遅延について

本件異議申立ては、平成22年2月16日に提起されたものであるところ、実施機関は、審査会事務局の督促にもかかわらず、異議申立てから7月余を経過した平成22年9月27日に至ってようやく当審査会に諮問しており、事務処理の遅延は明白である。事情聴取において説明を求めたところ、他の案件に係る異議申立てが複数あり、その対応等に時間を要したことを諮問遅延の理由として挙げている。

しかし、本件諮問の内容からも、異議申立てから諮問までこれほどの長期間を要したことを正当化できるような、やむを得ない理由があったとは到底認めがたく、開示決定等に対する不服申立てへの対応として、本件諮問は遅きに失したものと云わざるを得ない。

実施機関においては、開示決定等及び諮問に係る事務手続を、迅速かつ的確に対応するよう、十分に留意すべきである。

(6) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年9月27日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年10月14日 (第173回第一部会) 平成22年10月19日 (第179回第二部会) 平成22年10月22日 (第108回第三部会)	・諮問の報告
平成22年11月10日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年2月14日 (第185回第二部会)	・審議
平成23年4月26日 (第190回第二部会)	・審議
平成23年5月10日 (第191回第二部会)	・審議
平成23年5月24日 (第192回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成23年6月14日 (第193回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年6月28日 (第194回第二部会)	・審議
平成23年7月12日 (第195回第二部会)	・審議